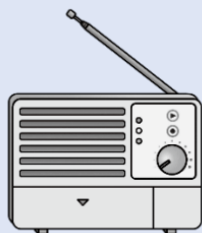


防災行政無線戸別受信機の 設置(交換)はお済みですか？

町では、令和2年度から令和4年度の3か年で、防災行政無線デジタル化を進めています。現在、各ご家庭に設置していただいている旧型(アナログ式)の受信機は使用できなくなります。

新しい受信機(デジタル式)の交換がお済みでない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。



●お問い合わせ 危機管理情報推進課
☎76-3801

スマホ教室を開催します

●お問い合わせ 野上公民館 ☎77-6810

スマートフォン(スマホ)を持っていないけど使ってみたい、スマホを持っているけどもっと使いこなしたいという人を対象にスマホ教室を行います。興味がある方はお問い合わせ先まで連絡をお願いします。

講習会

- と き 11月21日(月) 10時～
- と ころ 野上公民館
- 申込期限 11月14日(月)

スマホの基本的な使い方や利便性、楽しさを実際にスマホを操作しながら実感する教室です。

※スマートフォンを持っている方は当日ご持参ください。



国民年金広場

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です！

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、令和4年中に納められた保険料の全額です。令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、申告する必要があります。申告の際には、控除額のわかる証明書を添付または保管しておく必要がありますので、下記の予定でお送りする「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を大事に保管しておいてください。

●令和4年分「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」発送スケジュール●

	対 象 者	発送時期
①	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に納付された方	令和4年10月下旬から11月上旬
②	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に納付された方 (①の対象者は除きます。)	令和5年2月上旬

なお、同一世帯内のご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除の申告を行うことができます。



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するご相談は、ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)までお願いします。

「健康とくらしの調査」にご協力をお願いいたします

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

本調査は、高齢者の方の健康状態やくらしの様子を把握することを目的として行い、次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定や、健康格差の解明とその方策および地域共生社会の実現に役立つ重要な資料として活用します。健康福祉課からアンケート調査用紙をお送りしますので、受け取られた方はぜひご協力をお願いします。

- 期 間 令和4年11月7日(月)～11月28日(月)
- 対 象 者 九重町在住で要介護認定を受けていない65歳以上の方のうち、無作為に選ばれた1,800名
- 実施主体 九重町役場健康福祉課と(一社)日本老年学的評価研究機構

お 問 い 合 わ せ

- ◆調査の目的や回答方法について
健康とくらしの調査コールセンター
☎0120-900-678(通話無料・平日午前9時～午後5時)
- ◆介護保険全般について
九重町役場健康福祉課 介護保険グループ
☎0973-76-3821(平日午前8時30分～午後5時)

よろしくお願いします



消費者行政に関する首長表明

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎76-3150

近年、消費者を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。新しい商品やサービスが登場し、私たちの生活は便利で豊かになる一方、インターネット通販を含む通信販売トラブルやSNSやハガキによる「架空請求」、悪質な「訪問販売・訪問買取」など巧妙化・複雑化した新たな手口による消費者問題が発生しています。このような状況から、九重町では相談窓口を開設し、相談者救済に取り組んでまいりました。令和3年度の消費生活相談件数は116件となっており、幅広い年齢層の方から相談をいただいているところです。今後も県や近隣自治体と協力し情報交換を行いながら、引き続き有資格者の配置に努め、消費者相談体制の充実を図ります。また、被害防止のために啓発活動を強化し、住民みなさまの安全な生活の確保と消費者力の向上に努めてまいります。

令和4年10月 九重町長 日野康志
(消費生活相談窓口)

あなたの地域に伺います！

今後も引き続き、要望に応じた各種団体での啓発活動の他、各地区へ出張消費生活相談を行います。消費者被害の実態は多様化・複雑化しています。「自分は大丈夫だろう」ではなく、一人ひとりが少しでも多くの情報を取り入れ、周囲に注意喚起を行うことが消費者被害を未然に防ぐことにつながります。



九重町もの忘れ支え合い支援チームをご存知ですか？

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

九重町では、地域包括支援センターに「九重町もの忘れ支え合い支援チーム」を設置し、認知症の方や認知症の疑いのある方、またそのご家族に対し早期対応の支援を行っています。

九重町もの忘れ支え合い支援チームとは？

- 認知症に関する医療や介護の専門職（九重町では認知症サポート医、地域包括支援センター職員）によって構成されたチームで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えます。
- 具体的には、認知症が疑われる方を訪問し、適切な医療や介護につなげる役割を持っています。

■早期発見・早期治療の3つのメリット

1. 早期治療により、改善が期待できる場合もある
2. 症状の悪化を防ぎ、進行を遅らせる場合もある
3. 本人、家族とで今後の治療やサービスの利用について話し合える



対象となる方は？

- 町内に居住する40歳以上の方で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる方、または認知症の方で次の①、②のいずれかに該当する方

①医療サービス・介護サービスを受けていない方、または中断している方で以下のいずれかに該当する方

- (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない
- (イ) 継続的な医療サービスを受けていない
- (ウ) 適切な介護保険サービスに結びついていない
- (エ) 診断されたが介護サービスが中断している

②医療サービス・介護サービスを受けているが、認知症の症状が悪化して対応に悩んでいる方

認知症は誰もがなる可能性のある病気ですが、早めの対応で適切な対処につながれば、その人らしい暮らしを続けることができます

ひとりで抱え込まずに、まずは、『九重町もの忘れ支え合い支援チーム』にご相談ください



【九重町もの忘れ支え合い支援チームに関するご相談等】

九重町地域包括支援センター（役場1階 健康福祉課内）

☎76-3863（午前8時30分～午後5時）

※夜間及び土日祝祭日・年末年始 九重町役場代表76-2111

こども園、保育所・幼稚園の支給認定・入所申請の受付が始まります

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

令和5年度のこども園・保育所・幼稚園の支給認定及び入所申請の受付を、11月24日より開始します。

対象者

- 0歳～5歳（就学前）の乳幼児で、保護者の就労・就学、病気療養、求職活動等の理由により、認定こども園や保育所での保育が必要な方。[0～2歳：3号 3～5歳：2号]
 - 上記に該当しない3歳～5歳（就学前）の幼児で認定こども園・幼稚園の利用を希望する方 [3～5歳：1号]
- 幼稚園の入園資格については、施設ごとに違いますので、希望する園にお問い合わせください。
●認定こども園の入園資格については、令和5年4月1日の時点で3歳～5歳の幼児となります。

申請の流れ

- 1号認定
申込書の裏面に希望する園の内定をもらったのち、子育て支援課に提出してください。
- 2・3号認定
申込書と併せて家庭で保育できないことを証明する書類を子育て支援課に提出してください。



※詳しくは手引きをご確認ください
◀九重町ホームページ
(記入例等もご覧いただけます)

申込書配布

配布期間 11月17日（木）～12月23日（金）

配布場所 みつばこども園、飯田こども園、子育て支援課（役場1階）

受付期間

受付期間 11月24日（木）～12月23日（金）

提出場所 町内施設利用中の方：利用中のこども園または子育て支援課
新規入園希望または町外施設利用中の方：子育て支援課



- 継続入所の方も全員、申込みが必要です。
- 受付期間中に提出された申込書は、第1次選考として優先的に審査します。
- 各園の入所可能な園児数を超えた申込みがあった場合、入所選考を行った上で、第1希望以外の園への入所、もしくは入所を待機いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- 町外のこども園や保育園、幼稚園を利用する方も、九重町に申請書を提出してください。

町内施設

施設名	住所	電話番号
このえみつばこども園	九重町大字引治508番地の1	☎73-2555
このえ飯田こども園	九重町大字田野1624番地の9	☎73-3590



子育てのための施設等利用給付（幼稚園の一時預かり・認可外保育施設等のサービスを利用し無償化を受けるために必要となる認定）を継続する場合も申請が必要です。
詳しくは、子育て支援課（☎76-3828）までご連絡ください。

ヘルプマークとは・・・

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見では分かりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることが出来るように作成されたマークです。



※ヘルプマークは、役場1階健康福祉課で受け取ることが出来ます。
※バッグ等分かりやすい場所に付けてご使用ください。

このマークを見かけたら・・・

- ・バスなどで席をお譲りいただく
- ・困っているようであれば声をかけていただく。
- ・災害時は安全に避難するために支援をしていただく。

等、思いやりのある行動をお願いします。

11月8日は「大分いい歯の日」、11月は「大分いい歯の8020推進月間」です

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

大分県内の他の市町村と比較すると九重町は健康度が高いと言われていますが、歯の健康については課題があるのが現状です。歯と口の健康状態を維持・改善することは全身の健康状態の維持にとって欠かせないことです。

九重町の課題

- 3歳児のむし歯保有率が県内ワースト1位 九重町29.9% (県平均16.7%)
(R2年度 大分県健康づくり支援課)
- 「何でもかめる」と答えた人の割合は男性が県内ワースト4位、女性が県内ワースト1位
(大分県健康づくり支援課 市町村の健康指標 R2年度KDB国保)

今からできる対策

- ★食べたらずみがきを徹底しましょう
角度をつけながら小刻みに歯ブラシを動かしてすべての面にブラシが当たるように磨きましょう。デンタルフロスや歯間ブラシを使うと効果的です。
- ★歯科健診を受けましょう
町で行っている事業は以下のとおりです。対象者の方には個別に通知しています。
歯と口の健康について相談できるかかりつけ歯科医を持ちましょう。

歯と口の健康に関する相談や出前講座も随時行っています。希望される方はぜひ保健センターまでご連絡ください！



	内 容	対象者
妊婦歯科健診	歯科健康診査(医療機関にて)	妊産婦(妊婦の時に1回+産後6か月までに1回)
乳児健診・相談	歯科保健指導、歯みがき指導	4か月児健診、7か月児健診、10・11か月児歯科相談
幼児健診	歯科健康診査、歯みがき指導 フッ化物塗布(希望者)、歯科保健指導	1歳半健診、2歳児歯科健診、3歳児健診
歯周疾患検診	歯科健康診査(医療機関にて)	当年度40歳・50歳・60歳・70歳になる町民
歯科口腔健診	歯科健康診査(医療機関にて)	76歳・78歳・81歳(後期高齢者医療の被保険者)

11月19日はおおいた食(ごはん)の日です

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

「食」は心身の健康にとって、基本となる大切な要素です。健康を維持するために「食事をおいしく、バランスよく」とりましょう。

①主食、主菜、副菜をそろえた食事

ごはんやパン、麺などを主材料とする「主食」、肉や魚、卵、大豆・大豆製品を主材料とする「主菜」、野菜や海藻などを主材料とする「副菜」の3つのお皿を基本とした献立にすると、多様な食品から、からだに必要な栄養素がバランスよくとれます。

②1日に必要な野菜の摂取量は350g！「まず野菜、もっと野菜」

大分県では、最初に野菜を食べること（まず野菜）、今より70g多く野菜を食べること（もっと野菜）の推進に取り組んでいます。

③おいしく減塩1日マイナス3g

減塩は、高血圧の予防、さらに循環器疾患の予防につながります。

男女別「1日の食塩摂取目標量」は男性7.5g、女性6.5gです(日本人の食事摂取基準 2020より)。塩やしょう油の代わりに、カボスやユズなどの柑橘類を焼き魚、揚げ物、鍋物などに使うとおいしく減塩できます。(H28年県民健康意識調査により、九重町食塩摂取量(平均値)は男性:15.1g、女性:11.9g)



レシピも掲載されています



▲大分県HP

10月は「みんなで延ばそう健康寿命」推進月間です！

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

大分県の健康寿命が1位(男性)になったことで注目を集めました。県では男女ともに健康寿命日本一を目指すため、市町村で取り組みやすい健康指標を用いて「見える化」しました。九重町は、健康指標13項目の総合点で男女とも県内で1位(R4.8月大分県発表)になりましたが、「歯の健康」「睡眠」「喫煙(男性)」に課題があります。健康寿命上位定着を目指して、ご家族や地域の方々と、健康づくりに取り組みましょう。

	大分県の健康寿命	九重町のお達成年齢
男性	73.72歳(全国1位)	80.65歳(県内2位)
女性	76.60歳(全国4位)	86.04歳(県内2位)

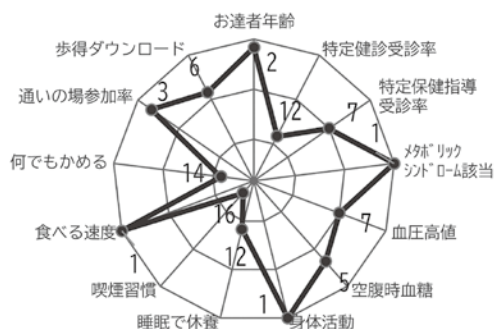


あなたが元気なら
みんなが嬉しい!!
大分県の健康寿命を
みんなで延ばそう!

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指します。

※市町村は人口規模が小さく、国と同様の調査による「健康寿命」の算出は困難なため、類する指標として「お達成年齢」を大分県が毎年公表しています。

九重町【男性】



九重町【女性】



健康寿命を延ばす3つの鍵

「減塩マイナス3g」「野菜350g」「歩数プラス1500歩」

まちの担い手応援事業報告レポート

～九重グリーン・ツーリズム研究会北海道視察研修～

●お問い合わせ 社会教育課 ☎76-3823

- 期 間 令和4年6月26日～29日
- 場 所 富良野ワイン、美瑛選果、北瑛小麦の丘、石狩ひつじ牧場、余市ワイナリー、余市エコビレッジ、札幌中央卸売市場
- 参加者 九重グリーン・ツーリズム研究会

九重町における持続可能な田舎の暮らしとツーリズムについて注目を集めている先進地に学び次世代に継続していける形を模索するため視察研修を行いました。

美瑛農業のショールームとして生産者と消費者をつなぐ「美瑛選果」の取組視察

報告者：野上 勝司

「美瑛選果」とは北海道上川郡美瑛町の農産物直売所のことで美瑛野菜を使用したスイーツなどを販売する「選果工房」と美瑛小麦のベーカリー「小麦工房」、そしてミシュランガイド北海道版で一ツ星にも輝いた美瑛の農産物を使用した野菜レストラン「アスペルージュ」それらが一体になった複合施設で2007年「JA びえい」が開業しました。

「美瑛選果」は試食に力を入れた販売戦略や、札幌のレストランオーナーシェフなど外部パートナーとのコラボレーションにより、優れた建築デザインやイメージ戦略などの新しい取り組みが評価され今までの観光のまちだけでなく地元農業をアピールできる施設になりました。その甲斐もあり、年を追うごとにお客様の数も増え続けているそうです。また販売だけでなく、レストラン向けの小物野菜の生産者グループの立ち上げなどを行い、美瑛農業の未来への挑戦を支援しています。この取り組みは視察に訪れる農業関係者も多く、まさに生産者と消費者をつなぐという次の時代を担う施設となっているそうです。実際に訪れた感想として、建物のデザインが素敵で店内も、どこにでもある農産物直売所のイメージと違い野菜や穀類もシンプルに整えられていました。

その中で販売されていたアスパラガスが大きくとても美味しそうでした。ここによれば美瑛の農作物のすべてが揃えられると思うほど品ぞろえもよく、機会があれば何度でも利用してみたいと思われました。新規のお客だけでなくリピーターの利用が地元農産物の安定した消費に繋がり、農業や新たな取り組みの活性化につながっていると感じました。



※今回の発表内容は九重町グリーン・ツーリズム研究会の実績報告より抜粋させて頂いています。

(余市エコビレッジ)NPO法人北海道エコヴィレッジ推進プロジェクトの取組から学ぶ

報告者: 甲斐 大史

九重町でも少子高齢化や担い手不足・若者の定住も少なくなり、農林畜産業は衰退の一途をたっています。また、施設の老朽化や人手不足・旅行形態の変化、地震・水害の影響を受け、観光地の勢いも衰えています。当研究会に於いても、会員は減少し、高齢化率は上がり、若返りも出来ておりません。このような課題を抱える市町村は多く有り、色々と調べていく中で、余市エコビレッジさんの「地域のSDGsを推進するラーニングツーリズムの取り組み」などを見つけました。

北海道の余市町と隣接する仁木町は九重と玖珠を合わせた人口とほぼ同じで、人口規模と産業などから玖珠郡と非常に近いと感じ、九重町や我々研究会の抱える課題の解決や学びになればと思い、今回の研修を企画しました。

研修会では、NPO 法人北海道エコヴィレッジ推進プロジェクト代表の坂本純科さんより、余市エコビレッジの取り組みとして、概要と簡単な歴史・自給的な暮らしや農村の環境を素材としたエコツーリズム、ラーニングツーリズムの実践・地域を巻き込んだ学びのプログラムの展開（SDGs 教育旅行）・国内外のボランティアの受入れ・多世代交流、多文化共生の取り組みなどをパワーポイントによるレクチャーにて60分ほど受けました。その他に、余市仁木ワインツーリズムの説明を余市町の農林水産課の中山さんと竹内さんにいただきました。両町での連携やまだまだ課題が多く上手く進んでいない現状なども説明していただきました。



予定していた敷地見学は悪天候により出来ませんでしたが、余市エコビレッジが運営しているエコハウスの取組などについてディスカッションを多く取る形で進めて頂きました。我々の活動なども説明して、問題点を共有することで積極的な質問や意見を言いあうことができ、よい研修を受けることが出来ました。

今回、余市エコビレッジさんの取り組みを学べてとても良い刺激を頂きました。やはり重要なのは、代表の坂本さんの様な知識と経験を豊富に備えて、ハイレベルで情熱的なコーディネーターが必要だと感じました。九重町には個々に頑張る力や素材があるにも関わらず、それらをコーディネートする機能が行政だけに頼りきりになっている事に課題があると感じました。我々若い世代がしっかりと行動を起こして行かなければと改めて考えさせられました。

まちの担い手応援事業とは？

- 制度目的 幅広い視野と優秀な技術及び能力を身につけ、まちの担い手として主体的にまちづくりに関わる人、関わりたい人に対して補助する制度です。
- 対象者 九重町に住民票を有し在住する人で、将来にわたり九重町の活性化・町づくりに寄与すると認められる人や団体
- 助成内容
 - ① 地域づくり 自信と誇りを持てる地域づくりを目的とする研修等
 - ② ものづくり 地場産業の活性化につながる技術研修等
 - ③ 国際交流 国際的資質の向上や、交流による相互理解を深める研修等
 - ④ 資格取得 介護福祉士、ホームヘルパー 1,2 級、子育て支援員の資格取得のための講習等

補助率や補助額の上限は研修の内容により異なりますが、上記の事業に対して、予算の範囲内で対象経費から 50 ～ 90% の補助をします。
町内、国内、国外問わず九重町の担い手となる為の研修への参加や企画に補助をしています。
詳細は社会教育課 (☎ 76-3823) までお問い合わせください。